

# 夜間の「岡山城天守閣」及び「烏城公園天守閣前広場」

## ご利用の手引き

岡山城事務所

TEL：086-225-2096

FAX：086-225-2097

(公社)おかやま観光コンベンション協会では、通常営業終了後、「岡山城天守閣」及び「烏城公園天守閣前広場」を会議、集会、懇親会等の会場として幅広くご利用いただくために、夜間の貸出しを致します。

ご利用に際しての主な留意点事項は下記のとおりですが、詳しくは受付の際に、実施計画の概要等をお示しのうえ、ご相談ください。

なお、当協会及び岡山市等がイベント等を実施する期間中及び展示入替、点検、その他管理運営上支障があると認められる日はご利用できません。

### 記

#### 1. 利用日

令和4年12月1日(木)～令和8年3月31日(火)

※12月29日～31日の休館日を除く

#### 2. 利用時間

施設名	時間帯	
岡山城天守閣	(夜間)	17:30～21:30
烏城公園天守閣前広場	(夜間)	17:30～21:30

#### 【備考】

(1) 利用時間には、搬入、準備、片付け、搬出の時間が含まれます。

(2) 烏城公園天守閣前広場は、岡山城天守閣の夜間利用と併用の場合のみ利用できます。

#### 3. 利用の申請と期間について

(1) 【予約期間】1ヶ月先の日～1年先の日までご予約できます。

(2) 【申請期間】利用日の1ヶ月前までには必ず申請してください。

(3) 【申請様式】天守閣等利用申請書兼公園内行為許可申請書(以下「利用申請書等」という。)

#### 4. 事前のご相談・質問、利用の申請等について

利用をご検討されている方は、お電話でのご相談、下見・打合せ・利用の申請等を岡山城事務所にてお受けします。

(1) 会場の打合せ・下見等のご希望の場合

ご利用前に会場の打合せや下見をご希望の方は、事前に必ず下記までお申込みのうえ、お越しください。事前のお申込みがない場合、ご対応できないことがあります。

<ul style="list-style-type: none"><li>・ご相談、ご質問</li><li>・事前の下見・打合せ</li><li>・利用の申請等</li></ul>	岡山城事務所 〒700-0823 岡山市北区丸の内 2-3-1 TEL：086-225-2096 FAX：086-225-2097 (岡山城天守閣の開場日・開場時間内に限ります)
---	--

## 5. 利用料

区分	内容	金額(税込)
岡山城天守閣の夜間利用 (基本100名まで)  *100名を超える場合は応相談	午後5時30分から午後9時30分まで	100,000円 *100名を超える場合は、1人あたり大人320円・小中学生80円を加算
備品	机  ・4人掛け：15卓 (W900×D900×H700) ・2人掛け：20卓 (W600×D750×H720) ・会議机：10本 (W1800×D600×H700)	無料
	椅子	100脚  無料
	映像・音響設備  ・プロジェクター ・スクリーン ・スピーカー ・マイク	無料
烏城公園天守閣前広場	午後5時30分から午後9時30分まで (岡山城天守閣開場時間に限る)	4,680円 *別途、音響・警備員・屋外照明等の費用が必要

### 備考

- 1 机・椅子のレイアウト、片づけは利用者でお願いします。
- 2 烏城公園天守閣前広場は、岡山城天守閣開場時間に限り利用が可能です。なお、烏城公園天守閣前広場のみの夜間利用は出来かねます。
- 3 烏城公園天守閣前広場の夜間利用について、日没後の利用に際しては、安全管理上、屋外照明及び警備員の配置等を原則必須とします。音響・屋外照明等の機器・備品等及び警備員については、利用者により手配をお願いします。

#### 【注意事項】

- (1) 単価はすべて消費税（10%）込みの総額表示です。途中、消費税率の変更があった場合は、法に従い変更率にて算出変動があります。
- (2) 本料金表は予告なしに変更することがあります。また本料金表記載の料金は、2022年（令和4年）12月1日以降のご利用に適用されます。
- (3) 上記備品の保有数量には限りがあり、利用日に使用中の場合もあります。
- (4) ご利用者の故意または過失により備品を紛失あるいは破損した場合は、現状復帰にかかる費用をご請求いたします。

## 6. 利用料金のお支払い

料金については、原則、すべて前納とします。

- ・利用者は、「天守閣等利用承認通知書兼公園内行為許可書（以下、「利用承認書等」という。）」通知後、請求書により、期日まで（利用日の7日前＝銀行休業日の場合は前営業日）に利用料の全額を支払うものとする。振込の場合の振込手数料は、利用者様にてご負担願います。
- ・期日までに入金確認ができない場合、ご利用をお断りさせていただきます。

- (1) 岡山城天守閣、烏城公園天守閣前広場の利用料

利用承認書等通知後、指定期日まで	全 額
------------------	-----

※当協会が必要と認めるときは、その全額または一部を利用終了後の後納支払いとし、別途「請求書」を送付いたしますので、指定期日までににお支払いください。

※クレジットカードでのお支払いはできません。

- ・既納の利用料は、還付しません。ただし、利用者の責めによらないで、利用ができなくなったとき、又は会長が相当の理由があると認めるときは、この限りではありません。

## 7. 利用承認書等

- (1) 利用承認書等

ご利用の承認等は、「利用承認書等」の通知をもって行います。

なお、「利用承認書等」は、請求のあった利用料のご入金をもって有効となります。

- (2) ご利用当日

ご利用当日は利用者確認のため、「利用承認書等」を岡山城事務所までお持ちください。

受付で確認後、入場等を許可いたします。

## 8. 利用の変更及び取消し（利用者都合）

- (1) 利用日の変更

利用承認等を受けた後、利用日を変更する場合は、速やかに変更申請を行い、相当の事由があり、新たに希望する利用日に他のご利用がないときのみ認められます。

その場合、既に納付された利用料は、新たに承認された利用日の利用料に充当するものとし、利用料に不足が生じたときは、速やかに納付し、過納の利用料については還付しません。

- (2) 利用内容の変更及び取消し

利用承認等を受けた後、利用日以外の事項を変更する場合は速やかにご相談ください。内容によっては変更申請が必要となります。また、変更内容によってはご希望に添えない場合

があります。

なお、利用内容の変更や取消しなどが頻繁に発生する利用者については、以後の申請を見送る場合がありますのであらかじめご了承ください。

## 9. ご利用に関する注意事項

### (1) 安全管理

当日の利用者の安全管理は、利用の承認を受けた者が責任をもって行ってください。

### (2) 禁止行為

利用に際しては次の行為は禁止されていますのでご注意ください。

1. 火気の使用（天守閣前広場を除く）
2. 指定場所以外での喫煙行為（天守閣内は全面禁煙）
3. 建物、器具、展示物等をき損し、汚損し、又は滅失する行為
4. 物品の販売、その他これに類するような商行為
5. 広告又は、これに類する貼紙を表示し、又は配付すること
6. 2階の文化財展示フロアその他の立入禁止区域に立ち入ること
7. 天守閣内において1階以外への飲食物の持込み及び1階以外での飲食行為
8. 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
9. 天守閣前広場で45デシベルを超えるような音響等の使用
10. その他、管理上支障があると認められる行為

### (3) 利用者が用意する物

飲食物や「5. 利用料」表中の貸出備品以外の設備・備品等必要なものは、ケータリングを含め、利用者がすべてご準備、手配等をしてください。尚、お料理、お飲み物の手配が必要な場合は、ご相談ください。ケータリング事業者をご紹介します。

天守閣内で飲食物の持ち込み及び飲食の可能な場所は、1階のみです。烏城公園天守閣前広場は、飲食は可能です。

### (4) パントリーの使用について

パントリーとそのなかの冷蔵庫、作業台、シンクをご使用頂けます。尚、設備の本来の用途以外での使用はしないでください。

### (5) 搬入出車両

搬入出車両（資材の運搬のみ）がある場合は、利用申請書等にご記入ください。

指定車両のみ烏城公園内に乗り入れが可能です。尚、搬入後は、速やかに烏城公園外に移動し、近隣の有料駐車場に駐車をお願いします。

最寄りの駐車場は、「烏城公園駐車場（有料）」がございます。

- ・利用時間：入出庫 0：00～24：00
- ・烏城公園駐車場（TEL 086-226-4809）

※上記、駐車場をご利用の場合は、駐車券をお持ちになり岡山城スタッフにお渡しください。（150円割引）

### (6) 片付け等

終了後、速やかに利用時間内に片付け、清掃までを行い、終了後、管理者にお知らせください。ゴミは、利用者の責任において処理をお願いします。

### (7) 利用者の責務

要綱第9条により、利用承認等は、岡山城天守閣及び備品、烏城公園天守閣前広場の利用に限り承認等されていますので、利用者は利用に際し必要な物品や資材等の準備及び片付け、利用後の清掃・現状復旧、その他利用に伴い必要な許可手続きは、自己の責任において行ってください。

(8) 損害賠償

利用者又は入場者が、故意又は過失により天守閣及び烏城公園の施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、協会又は岡山市の指示に従い、これを原状に復し、又は損害を協会又は岡山市に賠償していただきます。

また、利用に際し、入退場及び利用中に起きた事故に対する損害賠償は、利用者が負うものとし、協会及び岡山市は一切の責任を負いません。

(9) その他

利用責任者は、連絡が取れるよう携帯電話等をお知らせください。

2022.10